

こちら特報部

新型



冬眠中のキクカシラ「コロナ」
「Novel Coronavirus」
（提供：サッティ・共同）

スのまん延は地球環境破壊が生み出した」と指摘する。どういふことなのか。上岡氏は「英国の研究者

国際環境団体グリーンピース・ジャパンの城野千里さんも、温暖化による熱帯の感染症の北上を指摘す

非常事態にある気候変動についても、世界中で大きな行動変容をすることが必要だ

「EINOS」追跡

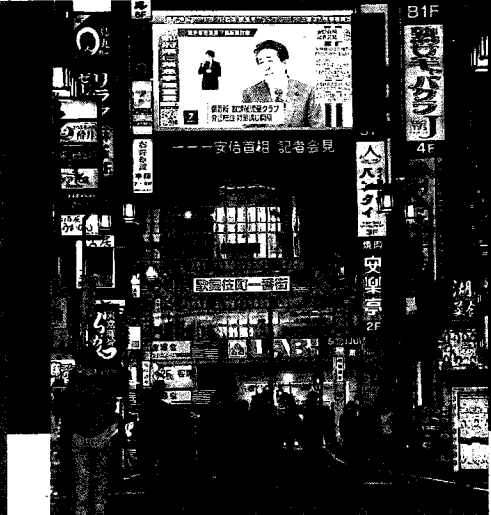
安倍首相の「警察に協力要請」発言は、七日の緊急事態宣言後の記者会見で飛び出した。

ジャーナリストの江川紹子氏が、外出自粛が長引き、応じない人が増えた場合「引き締めるために、警察に要請して職務質問を活性化させることはあり得るのか」と質問。熊谷俊人・千葉市長が同日にツイッターで「千葉 県警に対してナイトクラブ等への一斉立ち入りなどの取り締まり強化を要請しています」と発信したことも挙げ、ただ

新型コロナウイルスの感染拡大で 緊急事態を宣言した安倍晋三首相は、外出自粛などで警察に協力を要請することを否定しなかった。「都市封鎖はない」と強制力がないことを強調しているが、一国の首相が事実上の「強制」を認めたようなものだ。職務質問などは、犯罪捜査など正当な目的がなければ許されないはず。感染拡大に効果があっても、補償のない強制の代償は計り知れない、と危ぶむ声が上が

(中山岳、榊原崇仁)

緊急事態宣言が出た7日夜、安倍首相の記者会見が大型ビジョンに流れる東京・新宿。歌舞伎町の人通りは少なかった



緊急事態宣言で外出自粛

警察 使う発想危うい

これに対し、首相は「警察が取り締まりに回ることはない。ただ協力を要請することはあるかもしれない」と答えた。職務質問はそもそも、警察官職務執行法に基づき「異常な挙動」など犯罪に関わっている疑いがある者にだけ実施できる。職務質問に応じるといふことも任意だが、警察が職務質問から無理やり警察署に連行したことがたびたび問題

特措法では取り締まり権限なし 職務質問もダメ

一方、熊谷氏のツイートには、ネット上で「法的根拠が不明」「今の時期にやったら過剰な取り締まり」といった批判が相次いだ。千葉市の繁華街でジャズクラブを経営する男性（匿名）は「開店休業状態だが従業員に給料を払わなくてはならず、プライドで店は開けています。早めに店を閉め、風通しも良くしている。法的な拘束力はないはずなのに、警察から取り締まられ

になっており、違法捜査と認定された判例もある。にもかかわらず、首相は警察力の導入を否定しなかった。足立昌勝・関東学院大名誉教授（刑事法）は「外出自粛や休業の要請を受けるかどうかは、あくまで市民や店ごとの判断だ。警察が取り締まりを強めることは全くできない」と強調。警察が職務質問で帰宅を促す行為も「外出自粛要請に従わずに出歩いても罰則はないので、職務質問でもやっ

てはいけない」とくぎを刺す。熊谷氏は八日、千葉市役所で記者団の取材に応じ、ツイートの意図を「風営法に基づく千葉県警の定期的な立ち入り検査の早めの実施を検討するよう要請した」と説明。無許可営業のナイトクラブなどには新型コロナウイルス対策が不十分な店舗も想定されるとし、あくまで通常の立ち入り検査の要請だったとした。

千葉県警生活安全総務課の泉沢一課長は「新型コロナウイルスの関連で警察が店舗に立ち入り検査する権限はない。風営法に基づく立ち入り検査の時期を検討することは可能だと市には伝えているが、現時点で検討を進めているわけではない」としている。

東証1部 8日

Table with columns for stock symbols, closing prices, and percentage changes. Includes major indices like TOPIX and various sector indices.

マザーズ 8日

Table with columns for stock symbols, closing prices, and percentage changes. Lists various companies in the Mothers market.

こちら特報部

強制力より生活支援を

前出の足立氏は、風営法など他の法律に基づく取り締まりをコロナ対策に用いることも「脱法行為であり、認められない」と明確に否定。「緊急事態宣言をきつかけに、安倍首相や行政が『いかに警察を使うか』という発想になっっているのは危うい」と話す。

緊急事態宣言の対象となつた他の都県は、今のところ警察力の動員には慎重。警視庁警備一課危機管理室の担当者は、東京都からの要請は今のところないとし「地域が不安に思っているので、パトロールを強化することにはなる。ただ、外を歩いている人に『帰れ』とは言えない」と説明。神奈川県危機管理室の和田義人グループリーダーも「警察官や職員の巡回は検討していない」とする。

効果不十分なら罰則・罰金も？

「新たな法制視野」



目黒区ア・ミラノの公園で検問する警官。3月、ロイヤル・共同。@パリで、セヌ川周辺をパトロールするフランス警察。3月、EPA・時事

警察官を派遣して警告することは法令上、可能なのか」と質問した。高市早苗総務相は「不可能」と答弁。「総務省などは情報通信事業者に対し、移動情報を匿名の加工情報として提供してもらえないか要請している」とし、ビッグデータとしての活用は否定しなかった。

政府内には、首相と同様の認識が広がっているのが。将来的には、法的にも「強制」が強化される懸念がある。現在の新型コロナ特措法では、罰則が規定されているのは四九条の「医療施設の臨時開設用の土地や家屋の使用」、五五条の「医薬品や食品の取用」に限られている。不要不急の外出行や、学校、福祉施設、商業施設の休業、使用停止は、要請や指示ができるのみで、従わなくても罰せられない。いわば「お願い」だ。首相は七日の会見で、こうした施策により「二週間後に感染者を減少に転じさせることができる」と自信を見せた。しかし、いつ

外出は収入のため 補償が必須

藤田氏は「現状が続けば『外出してコロナに感染する』か『外出せずに困窮する』の二択を迫られることになる」と強調。そのうえで「『外出すれば罰金』となると自宅にこもりざるを得なくなるが、補償がなければこの先を憂い、自ら命を絶つ人が出かねない。いま必要なのは政府が市民一人一人の暮らしを守るという姿勢。経済的な支援を惜しんでほらない」と訴える。

Table with multiple columns containing financial data, stock prices, and company names. Includes sections for '銀行' (Banks), '繊維紙' (Textiles/Paper), '卸売業' (Wholesale), and '化学' (Chemicals).